10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

資金使途違反・届出義務違反：書いていなければ、当然には効かない

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　どういう場面か

融資契約に、こう書いてあります。

> （資金使途）
> 第〇条　貸主は、借主に対し、〇〇を目的として貸し付ける。（注1）

借入金が、その目的以外に使われていました。一括で返せと言えるでしょうか。

言えません。実務書は、この条項の問題点を「資金使途の違反による効果が規定されておらず、その違反の効果が不明確である」と指摘したうえで、こう書いています。

> この点に関して、資金使途以外の貸付金の流用は債務不履行になりますが、資金使途以外に流用したことを理由に、期限の利益を喪失することや追加の担保を求めることは当然にはできません。（注2）

債務不履行ではあるが、期限の利益の喪失や追加担保には直結しない、ということです。同じ構図は、届出義務や報告義務の違反でも起きます。

二　何を見るか

1　資金使途は、何のために書いてあるのか

まず、この条項の位置づけを押さえます。消費貸借契約における資金使途は契約成立の必須の要素ではなく、資金使途を定めずに締結する消費貸借契約も有効です（注3）。

それでも書く理由は、次のとおりです。

> 借主が予定された資金使途とは異なる目的に流用した場合には、貸主が予定していた資金使途を前提とする経済活動を借主が行わないこととなります。その結果、貸主が資金使途を前提に債権回収を企図していた場合（設備投資や特定事業の実行等）には、その前提が大きく異なることになります。（注3）

回収の見込みが立っている前提を、条項で固定するものです。だから、その前提が崩れたときに何ができるかまで書いていなければ、条項は目的を果たしません。

2　違反の効果が書いてあるか

貸主が求めたくなるのは、3つです。一括弁済、貸付けを実行するに当たって投下した費用等の損害賠償、そして、一括弁済までは求めないとしても追加の担保等です（注2）。

このうち一括弁済と追加担保は、条項がなければ当然には求められません（注2）。一の引用のとおりです。損害賠償は、流用が契約上の義務違反に当たる以上、特別の条項がなくても民法415条の要件を満たす範囲で請求できますが、損害の発生と額の立証が要ります。

そこで、資金使途を定める場合には、①当該違反は損害賠償事由となること、②期限の利益を喪失すること、③追加の担保等を求めることが可能であることを、条項として定めるべきです（注4）。

レビューでは、この3つが揃っているかを見ます。資金使途の条項だけがあって効果が書かれていない契約は、珍しくありません。

3　届出義務・報告義務は、どう書かれているか

同じことが、住所や商号の届出、決算書の提出といった付随義務でも起きます。義務を書いただけでは、違反しても期限の利益は失われません。

もっとも、一般的な違反条項に頼るだけでは足りません。別稿（期限の利益喪失：自動で効くほうが有利、とは限らない）の三の3で見たとおり、裁判例は、印鑑証明書の不交付について、それが期限の利益喪失事由として明示されておらず「その他本契約に違反したとき」に該当し得るにすぎないこと、それ自体が債権者に直ちに実質的な経済的不利益をもたらすものではないことを理由に、期限の利益喪失の効果を生じさせるものであることを明示して相当な期間を定めて催告したうえでなければ効果の発生を認められない、としています。

書きぶりに工夫があるのが、銀行取引約定書のひな型です。銀行取引約定書のひな型の当然喪失事由の一つは、こうなっています。

> 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴行に私の所在が不明となったとき。（注5）

事由は「届出を怠ったこと」ではありません。「所在が不明となったとき」です。届出義務違反は、そこに至る経路として書かれているだけです。

三　直し方

1　効果を3つ書く

改善例は、次のとおりです。

> （資金使途）
> 第〇条　貸主は、借主に対し、〇〇を目的として貸し付ける。
> 2　借主が前項の目的以外の目的に借入金の全部又は一部を流用した場合には、借主は、貸主による何らの催告等を要することなく、当然に期限の利益を喪失するとともに、貸主は、借主に対し、その損害の賠償を請求することができる。
> 3　借主が第1項の目的以外の目的に借入金の全部又は一部を流用した場合には、貸主は、借主に対し、追加の担保、代わりの担保の設定又は保証人を立てることを求めることができる。（注6）

2項に期限の利益の喪失と損害賠償を、3項に追加担保を置いた形です。**ただし、2項は流用があれば「当然に」期限の利益を失わせる当然喪失型なので、貸主が3項の追加担保だけを求めたとしても、2項の効果は発生しています。**流用があっても取引を続けたい相手を想定するなら、2項を「貸主の請求により」期限の利益を失う請求喪失型にしておくと、貸主が場面に応じて効果を選べます。

2　既存の条項に書くなら、参照で足りる

改善例は資金使途の条項に効果をまとめていますが、それが唯一の形ではありません。次のような補足もあります。

> なお、前記改善例は、資金使途の条項に資金使途違反の効果を記載していますが、通常の金銭消費貸借契約書には、損害賠償条項、期限の利益喪失条項及び追加担保提供条項が別途定められる場合が多いと思われます。その場合には、かかる条項内に資金使途を定める条文に違反し目的外に貸付金を流用した場合にはその適用がある旨を記載すれば足ります。（注4）

すでに3つの条項があるなら、そこに一行足すだけです。別稿（期限の利益喪失）の四の3で見たとおり、期限の利益喪失条項は解除条項の中に紛れていることがあります。契約書の全体を見てから、どこに足すかを決めます。

3　付随義務は、違反ではなく支障を書く

届出義務や報告義務については、違反そのものを喪失事由にしない書き方があります。二の3の銀行取引約定書のひな型が、その形です。

四　相手方への説明のしかた

借主側が2項・3項の追加に難色を示した場合、次のように説明することになります。

この2つは、資金使途の条項を実際に働かせるためのものです。資金使途だけを書いて効果を書かないと、貸主にできるのは損害賠償の請求くらいで、一括弁済も追加担保も求められません。効果を書かないままにしておくと、貸主は資金使途の条項そのものを外すか、別の担保を求めることになります。

そのうえで、交渉はどちらの効果を使うかで行うのが筋です。**流用の程度に幅があるなら、2項を請求喪失型にする、あるいは軽微な流用を除く、という調整が現実的です。**別稿（期限の利益喪失）の四の1のとおり、判断が要る事由は請求喪失型に置くのが基本です。

貸主側から説明するときは、二で見た理由づけがそのまま使えます。この融資は資金使途を前提に組み立てているので、前提が変われば回収の見込みも変わる、というものです（注3）。

五　どこまで直すか

1　貸主側

効果を書くことは必ず直します。法定の期限の利益喪失事由に当たる場合を除き、書かなければ、資金流用だけを理由に一括弁済も追加担保も当然には求められない、というのが一の引用の帰結です。

そのうえで、契約書の中で期限の利益喪失条項がどこにあるかを確認します。三の2のとおり、別条項があるなら参照で足ります。

2　借主側

効果を書くこと自体には応じてよい場面が多いはずです。争うべきは、2項の当然喪失を請求喪失に変えられるか、軽微な流用が除かれるか、のほうです。

届出義務については、義務の対象を絞るよう求めます。別稿（Change of Control条項の設計）の五で見た

とおり、通知の対象が細かいほど負担は大きくなります。

3　どちらの立場でも

義務を書いた条項と、違反したときに何が起きるかを定めた条項が、離れて置かれていないかを見ることです。離れているだけなら参照を足せば済みますが、そもそも効果がどこにも書かれていないことがあります。

期限の利益喪失事由の書き分けは別稿（期限の利益喪失：自動で効くほうが有利、とは限らない）が、分割払いの過怠約款は別稿（過怠約款により期限の利益を喪失したか否か）が扱います。

参考文献等

（注1）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問41（資金使途以外の流用により期限の利益の喪失等が認められるかが不明確な場合）の条項例および問題点

（注2）前掲注1・設問41の解説2（資金使途違反の場合の効果）

（注3）前掲注1・設問41の解説1（資金使途の定め）

（注4）前掲注1・設問41の解説2の末尾

（注5）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）57〜58頁の記載例③（全国銀行協会連合会法規部会が作成・公表していた銀行取引約定書のひな型）1項4号

（注6）前掲注1・設問41の改善例

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/shikin-shito-ihan-todokede-gimu/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「資金使途違反・届出義務違反：書いていなければ、当然には効かない」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。